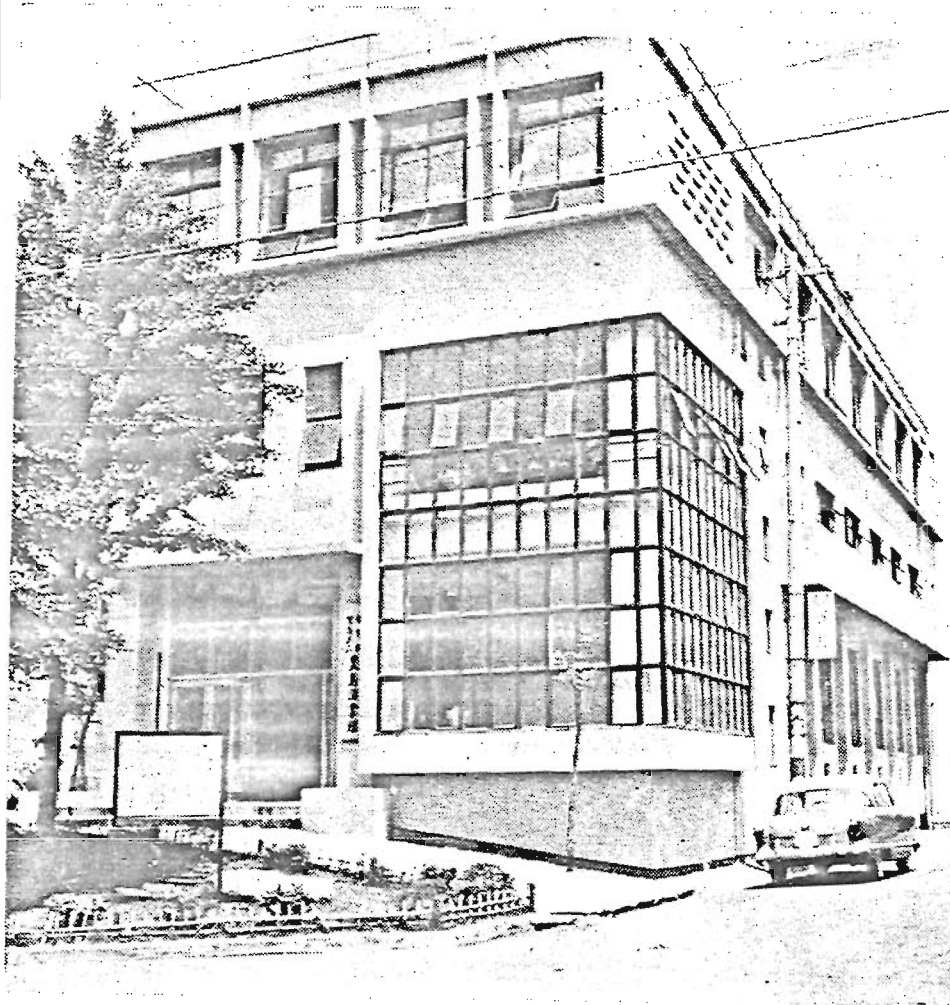


豊島区広報

No 104.

昭和 33. 6. 20.

東京都豊島区役所



皆さま待望の区立図書館が、去る六月一日に開館いたしました。興会館の三階に完成を急いで、

おまちかねの

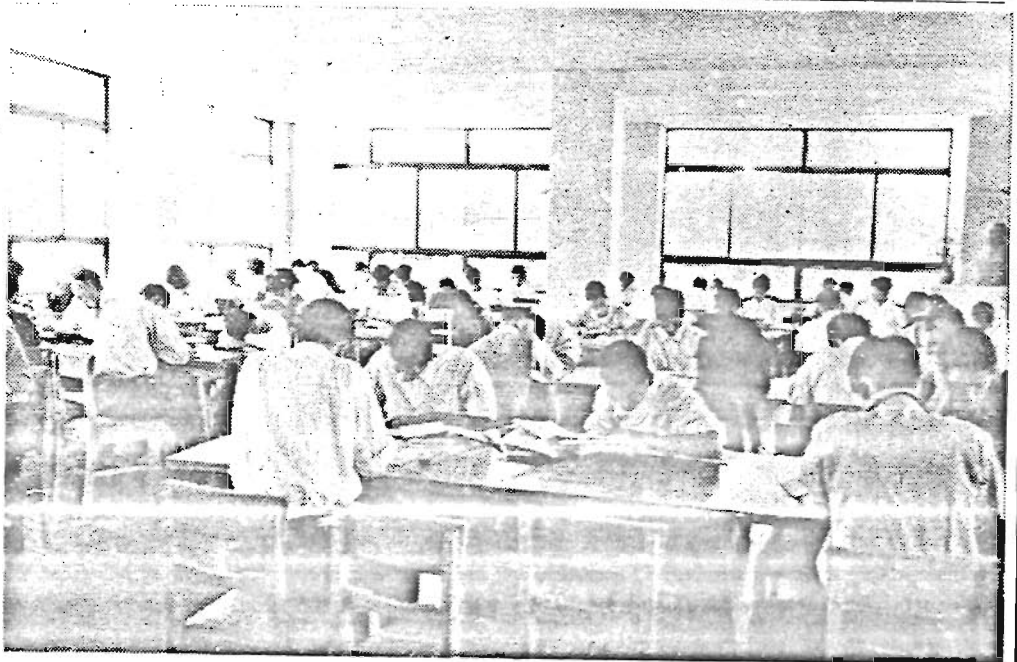
区立図書館開く

した。この図書館は本区民の教養と文化の向上発展に資す

いたものであります。本図書館の規模は附帯施設

(上) 図書館全景

(下) 閲覧室で図書に親しむ人々



なっており、収容能力は三〇〇名を有しております。平日の開館時間は午前九時から午後五時までとなっております。休館は祭日、毎月十四日であります。此の他、館内特別整理のため休館することがありますが普通は日曜日でも開館いたします。

ております。以上のような施設と時間で、経済、政治、文学、哲学、社会科学、自然科学等あらゆる種類の蔵書五千冊を擁しておりますが将来は三万冊を整備し、皆さまに親まれる図書館として、数多く利用していただくことを希望いたします。

清い一票に託す明るい政治

投票率六六%

総選挙国民審査終る

衆議院議員の選挙と最高裁判官国民審査は予定通り去る四月二十二日行われましたが本区においては、この日に備え皆様のその目に、そして耳に訴えるいろいろな方法で公明選挙の徹底と、棄権防止につとめ、加えて当日は打上げ花火により投票の開始をお知らせするとともに、お誘いいたしましたが、その結果は、昭和三十年二月の衆議院議員総選挙の時と殆ど同じで男女平均率、六六%の投票率でありました。

この内訳は男、六八%女六四%となっております。なおその開票は翌四月二十三日豊島振興会館集會場で午前八時から一斉に始められました。

上 開票状況 下 清き一票を投ずる真剣な顔と顔



衆議院議員の選挙と最高裁判官国民審査は予定通り去る四月二十二日行われましたが本区においては、この日に備え皆様のその目に、そして耳に訴えるいろいろな方法で公明選挙の徹底と、棄権防止につとめ、加えて当日は打上げ花火により投票の開始をお知らせするとともに、お誘いいたしましたが、その結果は、昭和三十年二月の衆議院議員総選挙の時と殆ど同じで男女平均率、六六%の投票率でありました。

が午後四時頃その全部を終了いたしました。本区を含む東京都第五区の当選者は次の方々でした。

- 一、中村 梅吉
 - 二、神近 市子
 - 三、河野 密
 - 四、浜野 清吾
- なお最高裁判官国民審査の結果は前次判官五名、全部がそのまま信任されました。

商業調査に御協力を

わが国の商業者はどの位か、またその活動状況はどんなふうか、の実態を明らかにするための商業調査が来る七月一日現在で行われます。この商業調査は昭和二十七年に始めて実施され以後二年目毎



事項は次のようなものであります。

- 一、名称、所在地
- 二、商店開設年月日
- 三、経営組織
- 四、売場面積
- 五、従業員数
- 六、商品仕入先及販売先
- 七、販売額及び手持額
- 八、その他

敬老金の支給

七十五歳以上の高齢者に

社会保障の一端として東京都においては本年度より七十五歳以上の高齢者に敬老金を贈呈することになりました。なおこの敬老金を受けられる方は毎年一月一日現在で次のような条件を備えている人でなければなりません。

- 一、七十五歳以上であること
- 一、住民登録をしておること
- 一、都内に引き続き三年以上住んでいる方

なお敬老金の支給を受けようとする方は毎年四月一日から六月末日までに申請することになっております。なお申請した書類により資格の有無を審査の上支給の可否が決定されます。敬老金の支給月日毎年九月十五日で金額は二、(一)円であり、なお申請は豊島福祉事務所にていただくことになっておりますが

検診と相談

長崎保健所では区役所出張所に高血圧の検診と相談所を設け皆様の色々な病氣、特に最近多く見受けられる高血圧に倒れる人を護らうということになりました。この日は自分の体を護るために皆様がこの相談所を利用になる様お奨めいたします。

記

出張所別	日時	地域別
第七	七月八日	椎名町四、五 (南北)
第七	七月九日	椎名町六、七
第六	七月九日	長崎一、二、三

区立公益質屋 貸付金ふえる

区立公益質屋は、区民の要望にこたえ、従来の限度額八千円を今回一万円に増額致しましたので、近日中に区の貸付条例の改正を行い、実施される運びとなりました。

利率は、月三分で、従来通りです。区民の御利用をお待ち致しております。

- 豊島区池袋一丁目一三四 池袋公益質屋
- 豊島区日出町一丁目一六七 日出町公益質屋
- 豊島区駒込四丁目一五 駒込公益質屋

状況停止 窮乏困窮 住宅困窮 住宅困窮

第一種都営住宅 使用申込の為の住宅困窮状況申告書の追加受付を、建築局住宅管理課(千代田区丸の内三丁目一丁目)より行っておりますが、六月十四日をもって停止することになりました。なお、すでに申告内容の変更については次期公募発表まで取扱います。

衛生夏の陣に万全を期す

蚊と蠅の撲滅できれいな街を

都の提唱する「蚊と蠅をなくする運動」には、本区においてもこれに呼応し独自の計画により毎年強力に推進し多大の成果をあげて来ておりますが、本年もその時期を迎え六月一日より八月一杯を期間として、一段と活発にこの運動を実施し所期の目的完遂に前進することになり、去る五月十九日には区内各関係官公署の打合せを開催、三十三年度夏期衛生強調運動の実施要綱を決定し、既にそれぞれ

の日程と方法により各地域に強力に展開されております。こうした運動は区民みなさまの一人、一人が「蚊も蠅もない住みよい豊島区はわれわれの手で」の御協力がなければ大きな成果は期し得られませんので一層の御協力をお願い致します。なお夏期衛生強調運動として実施される主なものは次のようなものであります。

一、立看板、懸垂幕、ポスターの掲示、宣伝カーによる巡回放送、その他あらゆる

三、巡回映画会の開催
衛生映画を一地区二ヶ所位の上映を実施し夏期衛生の周知徹底を図る

八、開地の除草
地主、管理者不明の開地が区内各所にはまだ相当見受けられ、こうした場所は常に雑草が繁茂し非衛生的なため地区の協力を得て除草を行う。

日を第二回として区民一齊にこの日をハイトリデーとして成虫蠅の徹底的な駆除を行う。

(イ) 小 背面一尺七寸角 二〇〇円
この他希望者宅まで届ける場合には特大五〇〇円その他は三〇〇円を要します

二、衛生指定地区の設定
(イ)区内の地域で夏期衛生に良好な成果をあげうる地区をモデル地区として選定し、区内全域がこのモデル地区のように一つの目標地区として設定する。

四、学校衛生対策
(イ)児童生徒を通じて本運動の趣旨徹底を各家庭に浸透を図る。

九、全世帯に対する殺虫消毒薬品の無料配布
衛生指定地区対策

一、下水消毒の実施
一、下水疎通ヶ所の実態調査
一、墓地、公共用地の殺虫消毒薬の撤布

周知徹底に一役買う
ポスター図案決る

(ロ)毎年伝染病の比較的多く発生している地区、しやすい地区を調査し未然にこの地区の伝染病の発生を防ぐ目的で伝染病多発地区、警戒地区等を指定する。

五、仏教連合会との懇談会
墓地の除草、蚊や蠅の発生しやすい花立等の発生源の清掃等について懇談

一、蠅取運動の実施
六月二十八日二十九日を第一回、七月十九日二十

一、背面二尺五寸角 七〇〇円
(ロ) 大 背面二尺角

(ハ)区内小中学校に殺虫消毒薬品を配布する。

六、夏期塵芥特別処理
塵芥、糞尿等の完全処理

昭和三十三年度衛生指定地区設定
地区別伝染病多発地区

雑司ヶ谷六丁目有隣会一部(八一〇〜九五六)

夏期衛生対策進む

地区委員長会開催

夏期衛生強調運動の万全を期するためその一つとして去る五月二十六日午後一時より、区役所において地区委員長連合協議会が開催され

等が審議され本実施要綱の説明に続き趣旨の徹底と啓蒙運動は、元より要綱の配布が実現に当って各地区の協力を強く要望して、会を閉じました。

高田南町二丁目協会(全域)
千早町二丁目協会(全域)

西巢鴨四丁目栄和会(一〜二、一八〇〜四〇五)

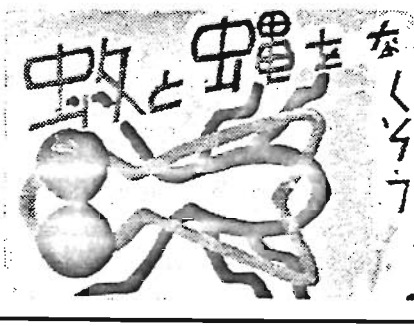
一、夏期衛生強調運動実施要綱に就いて。

二、本年度指定モデル地区の設定について。

モデル地区
西巢鴨四丁目栄和会(一〜二、一八〇〜四〇五)

池袋二丁目仲町会の一部(二四八七〜二八七八)

千早町二丁目協会(全域)



蚊と蠅をなくす (ポスター使用作品) 大田 允

区立小中学校の設備 使用料が変更しました

PTA、婦人会その他諸団体及び各個人が区立小中学校の校舎、校庭等の諸施設を使用しようとする場合には所定の使用申請の手続をなし、使

(1) 学校設備使用料

設備の種類	回数	昼間		夜間	備考
		五時間以内	五時間以上		
教室 一室	一回	一〇〇〇円	二〇〇円	一五〇円	
教室 通し三室	一回	一五〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	
講堂	一回	二四〇〇円	五〇〇円	三〇〇円	
又は 要町小	一回	三五〇〇円	七〇〇円	四〇〇円	
池五小	一回	三五〇〇円	七〇〇円	四〇〇円	
目白小	一回	三五〇〇円	七〇〇円	四〇〇円	
長崎小	一回	三五〇〇円	七〇〇円	四〇〇円	
校庭	一回	二五〇〇円	五〇〇円	三五〇〇円	

(2) 使用者の持込器材によるもので、次のものの使用に際しては光熱料を徴収する。

器材の種類	光熱料	備考
八耗以上の映写機	一〇〇〇円	光源五〇〇W以上
幻燈機	一〇〇〇円	「一回一五時間以内」の使用時間をいう。
スプロッタ	五〇〇円	
イト	一〇〇〇円	

青少年育成に 連合会開催

去る五月二十六日午後一時より、区役所において、青少年地区委員会補導連絡会長会を主催、第十四回青少年保護育成運動の実施について、地区の協力を求めると共に、地区関係団体が行事を行う場合、これが指導育成に万全を期するように期待して盛會裡に会を終りました。

住宅資金貸付の御利用を

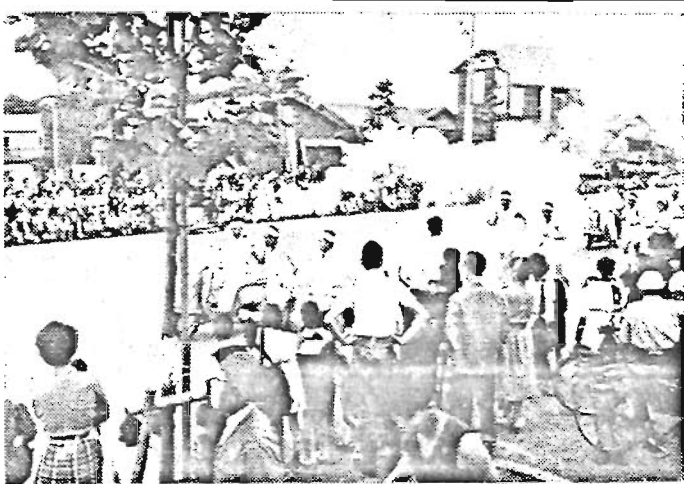
住宅金融公庫では四月二十一日より家屋の増築資金を貸出したしております。この受付は次のような基準により、一月二十九日まで常時受付しておりますので御希望の方は充分ご利用していただくようお願いいたします。

一、申込場所
住宅金融公庫取扱店
近辺の取扱店は東京信用

☆アジア大会を飾った聖火

II 歓呼の中に本区を通過 II

去る五月二十四日より六月一日の九日間に亘つて神宮の国立競技場にその熱戦絵巻を繰り出した、第三回アジア競技大会を飾った聖火は、前回の開催地フィリピン・マニラ市を飛行機で出発沖繩を経て九洲鹿児島に到着以後沿道各選手団のリレーにより五月二十一日神奈川選手団により東京に引継がれ、本区においても各區選手団により保持リレーされ本区関係は大会開始前日の五月二十三日午前十時二十分、練馬区からの中継点、長崎中学校前において引継ぎを受け木村区長を先頭に予定コース目白小学校、区役所前を経て熊野神社に達する六、二軒を走破、板橋区選手団に引継がれました。こうして二



- ◆六月分米穀の配給◆
- 第一回 内地米 五日分
六月一日～六月十日
- 第二回 内地米 四日分
六月十一日～六月二十日
- 第三回 内地米 五日分
六月二十一日～六月三十日

注 五月分六月分を通じ一日分はもち米であるが、受配しない場合は配給辞退である第四回 徳用米(1) 一日分
うるちまたはもち米一日分
六月一日～六月三十日
第五回 徳用米 五日分
六月一日～六月三十日
第六回 徳用米 十五日分
六月一日～六月三十日

中元期の人手不足に

パートタイマーを

職業安定所でパートタイムを始めてから、事業主の方々からも就職希望者からも利用して頂き、お蔭で非常な発展を始めています。

毎年のようにこれから中元期にかけては季節的な需要のため臨時的な求人者が多くなるので、池袋職業安定所では六月一日から一ヶ月間を「パート

中元期を控え

商工融資の御利用を

本区では中小企業者の金融事情の緩和として昭和二十八年以来、小口融資事業を行って来ておりますが、今回中元の時を迎え、現在の金融界の情勢では何にかと資金の需要に迫られることが多いため、融資の御利用を促すべく、御希望の方には御気軽にご相談ください。

- 一、申込期間
六月十六日～六月廿一日
 - 一、融資金額
十万円以内
 - 一、期間及利率
十ヶ月以内日歩三銭
 - 一、返済方法
日掛又は月掛
- その他詳細については区役所商工課に御問合せ下さい。